

第 4 号議案 平成 29 年度事業方針

平成 29 年度の事業方針を支部規約第 4 条に基づき以下のように定める

1. 日本茶普及のために、イベントや催し物を企画、または参加する。

上記を遂行するために

普及に必要な知識や技術を習得するための研修の実施

2. 食育活動の推進

上記を遂行するために

- 1) 技術を習得するための研修の実施
- 2) 活動に必要な道具の準備